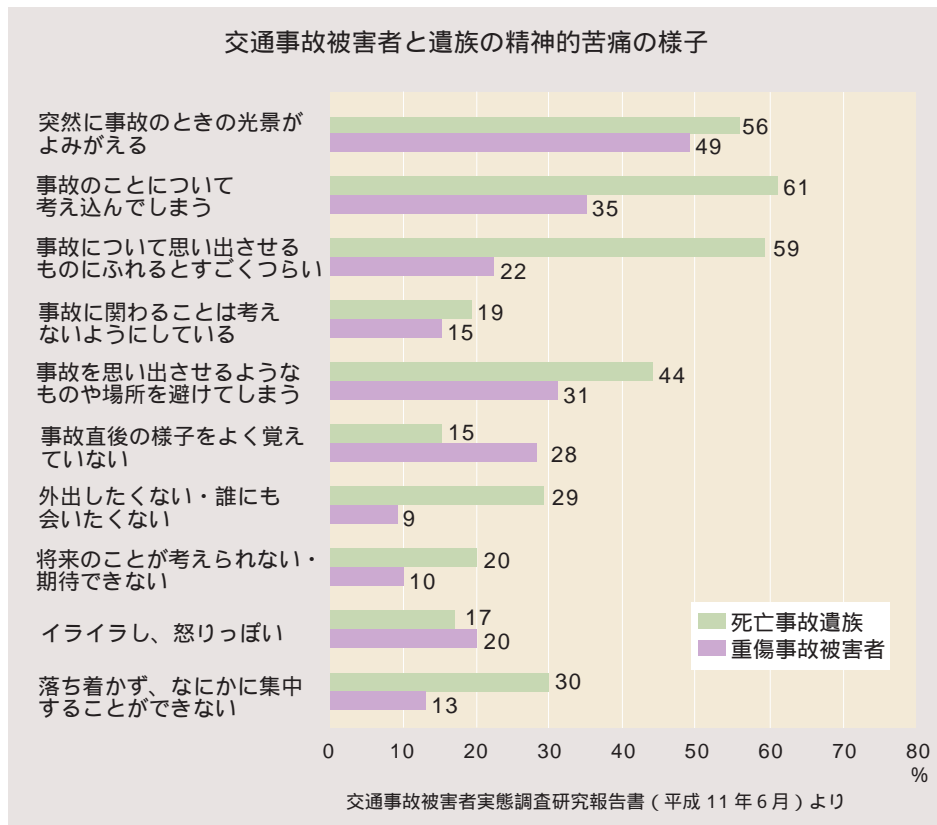


各都道府県警察においては、引き続き、こうした情報提供を行っていく。

(17) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分

に図れるよう、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図ることとされた。これまでも各種データの公表等、周知を図っており今後とも、被害者等の要望や意見を踏まえ、引き続き、その周知を図っていく。



出典：警察庁ホームページ